

点検報告方法・様式の見直しについて（案）

郵送による点検報告の推進について(案)

1 現状と課題

- 郵送による点検報告の範囲については、これまで以下の通知を発出して対応してきたところ。

「消防用設備等に係る点検及び報告の推進等について」(平成11年6月14日付け消防予第145号) 抜粋

2 郵送による点検結果の報告

(1) 郵送による報告の適用対象

消防用設備等に係る点検結果報告については、防火対象物の関係者が当該報告書を直接消防機関に持参して行うことが適当であるが、当該事務にかかる負担軽減し、報告実施の促進を図るため、点検結果の報告を郵送により行うことが出来ることを明確にしたこと。この場合において、当該取り扱いを行うことができる防火対象物としては、「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部改正について」(平成8年6月11日付け消防予第116号) **3(1)アからウ**までに適合する防火対象物が考えられること。

(2) 郵送による報告を行う場合の留意事項 (略)

ア 点検済表示制度が活用されている消防用設備等については、個々の消防用設備等の所定の位置に点検済票が貼付されていることにより、点検が確実に行われていることを確認すること。なお、これ以外のものについては、消防用設備等に係る維持台帳の記録、点検結果報告書の記録、査察時等に指摘された違反や不良箇所の記録等により確認すること。

イ 消防法第17条の3の3の規定に基づく報告が行われていること。

ウ 防火対象物に消防法令上の違反がないこと。

「消防用設備等点検報告制度に係る留意事項等について」(平成28年12月20日付け消防予第382号) 抜粋

2 郵送による点検報告等について

145号通知2において、点検報告が確実に実施されていること等の条件を満たす防火対象物については郵送による点検報告が実施可能な旨を明確に示しているが、今後消防法令の遵守状況が良好な防火対象物を中心に、点検報告の負担軽減を図るためには、郵送による報告が有効であると思料されることから、郵送による点検報告が実施可能な防火対象物として、従前の145号通知2(1)に示すもののみならず、次の条件を満たすものが考えられること。

(1) 過去3年間、法第17条の3の3の規定に基づく点検報告が行われていること

(2) (1)の報告において、全ての消防用設備等について不備事項がないこと

- 現時点では、上記の通知により限定的な取扱いとなり、消防本部において郵送による受付は積極的に行われていない状況。

郵送による点検報告の推進について(案)

2 対応の考え方

○ 点検報告率向上のためには、関係者の手続き上の負担をできる限り軽減することが望ましいと考えられ、郵送による報告を広く認めていくことが適当ではないか。

○ 消防用設備等の点検報告は、届出であり、消防本部において通知等の考え方を踏まえ郵送範囲を限定して運用していたとしても、あくまで行政指導に過ぎず、郵送で送られてきた場合、当該報告を拒否することはできないと考えられる。

行政手続法第37条 ※各自治体の行政手続き条例においても同様の規定あり。

届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされる機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

○ 一方、記載事項に不備がある場合や必要な書類(点検票など)が添付されていない場合など、届出の形式上の要件に適合していない場合などにおいては、届出の効力が発生しない。このような場合に関係者の連絡がとれないときには、トラブルが発生することが懸念される。また、送付先が誤っており消防本部で郵送された報告書が確認できないというようなトラブル等も懸念される。このことから、郵送による報告に際して、同封すべき書類、送付先、その他留意すべき事項をとりまとめ、ホームページ等で広く周知することが必要ではないか。(ホームページ掲載のイメージは次頁参照)

○ また、消防本部においても、郵送により報告を受けた場合に、適切に記録・管理できるように事務処理要領を作成することが必要ではないか。

- (例)
- ・報告の受付日時を記録する。
 - ・同封された返信用封筒により受理印を押した副本と改善指導書を送付する。
 - ・郵送された記載内容に不備がある場合は、電話をして再度送付することを求める。 等

⇒ 以上の内容を踏まえて、消防庁より、消防本部における郵送による報告を積極的に進めることができるよう、上記の取組を促す通知を発出してはどうか。

郵送による点検報告の推進について(案)

郵送による報告時の留意事項(ホームページ掲載の例)

※たたき台

【目的】

事業者の窓口への移動等に係る時間を削減し、負担の軽減を推進するとともに、事務処理の迅速化を図る観点から、消防用設備等の点検報告を郵送により受付します。

【郵送受付開始時期】

平成〇年〇月〇日

【郵送受付の方法】

1 郵送受付の対象となる届出に必要な書類

- (1) 正本・副本各1部
- (2) 副本返信用封筒1通

※ 返信に必要な料金分の切手を貼付してください。(封筒の大きさ、重さによって料金が異なりますのでご注意ください。)返信用封筒に必要な料金分の切手が貼付されていない場合、必要な分の切手をお送りいただくか、副本を消防機関に取りに来ていただくこととなりますので、ご注意ください。

2 返送時期

概ね1～2週間程度で受付処理を行い発送いたします。

※ 郵送件数の多寡により、返送時期が遅れることがあります。

【留意事項】

- 1 書類の受付日は発送日ではなく、消防機関の受付日となりますので、発送は余裕を持って行ってください。また、郵送受付は対面で行う持参の受付に比べると、届出内容のやりとり、返送の手続きに時間を要することが考えられますので、予めご了承ください。
- 2 届出の方法については任意としますが、郵送事故等による書類の紛失を防止するため、報告書、届出書の郵送は簡易書留等、配達記録の残る方法で行っていただくことを推奨します。なお、簡易書留等以外の方法での郵送等により申請書類等が消防機関に到達しない場合は、届出者の責任とさせていただきます、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 3 書類の記載漏れ等により受付出来ない場合は、受付窓口へお越しいただくことや訂正して再度郵送していただくことがありますので、記載漏れや間違いのないようお願いします。

【送付先】

各消防署の管轄区域により、送付先が異なりますので、こちらのリンク先をご確認ください。

点検報告様式における印鑑の簡素化について(案)

1 現状と課題

- 消防用設備等の点検報告については、消防法第17条の3の3の規定に基づき、防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者)に対して義務が課されているところ。
- 点検報告の様式については、平成16年消防庁告示第9号において定められており、義務者である防火対象物の関係者以外(点検者、立会者及び防火管理者)の押印を求めているが、消防機関において義務者ではないこれらの者の押印を求め、本人確認を行う必要は無いと考えられる。
- 他方、点検報告の様式において、点検者、立会者及び防火管理者の押印を求めているため、一部の自治体において検討が進められている電子申請システムの導入に当たり、これらすべての者の電子証明書が必要になり、事実上、システムが利用されなくなる可能性がある等の弊害が生じている。
 ※ 現時点でも、点検者等の押印がされていないことにより、報告様式の再提出を求めざるを得ないなどの弊害もある。

2 対応の考え方

- 現在の様式で求めている点検者、立会者及び防火管理者の押印については、削除してはどうか。
 ※ 義務者である防火対象物の関係者の押印については、引き続き求めることとするが、政府全体における行政手続の本人性の確認等に関する検討状況等を踏まえて、できる限り簡素な手続きで行えるように今後検討。

押印が不要と考えられる様式 (平成16年消防庁告示第9号別記様式第2号)

別記様式第2

消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表

(その1)

名 称		防 火 管 理 者		印
所 在 地		点検実施責任者		
点検種別	機器点検・総合点検・(設備等設置維持計画による点検)	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日	
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			印

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 判定欄は、正常の場合は「良」、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。